

令和5年 No14 道路

1. 高度利用地区内、自動車のみ交通に供する道路の上空への建築

法44条 (道路内の建築制限)

建築物は道路内に建築してはならない。

各号の1のいずれかはこの限りでない。

四号 政令で定める建築物で特定行政庁が許可

令145条2項 → ○

2. 仮設事務の敷地、道路に2m以上接する場合は否か

法85条 (仮設建築物に対する制限の緩和)

2項 3章の規定は適用しない

法43条 → ×

3. 特殊建築物、階数3以上 必要な制限を付加

法43条 (敷地と道路との関係)

3項 各号の1のいずれかの建築物につき必要な制限を付加しては

一号 特殊建築物
二号 階数3以上) → ○

4. 景観重要建造物 道路内の制限緩和

法44条の2 (景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和)

法44条 → ○

令和9年 No14 道路

1. 公共の用に供する幅員6mの道に2m以上接する100㎡一戸建て

法43条 (敷地と道路との関係)

2項 各号の1のいずれかはこの限りでない。

一号 幅員4m以上の道に2m以上接する建築物

規則10条の31項

規則10条の33項

公共の用に供する道

200㎡以内一戸建て

→ ○

2. 特定行政庁の許可、道路上空の渡り廊下 左面から1.5m内の内側部、1戸建て

法44条 (道路内の建築制限) 各号の1のいずれかはこの限りでない。

1項 四号 政令で定める建築物

令145条の2項 渡り廊下 3項 三号 → ○

3. 高架の道路の路面以下に設ける建築物 道路高さ制限

法57条 2項 → 法56条1項1号は適用しない → ○

4. 私道の廃止、特定行政庁の許可

法45条 (私道の変更又は廃止の制限)

特定行政庁は禁止、制限してはならない → ×

令和3年No15 道路

1. 道路法等における道の基準
法42条 (道路の定義)
1項5号 道路法等における道で政令で定める基準に適合する道で位置の指定を受けたもの
令144条の4
1項4号 縦断勾配 12%以下 → 〇
2. 地区計画区域内、位置の指定を受け築造する道
法68条の6 (道路の位置の指定に関する特例)
法42条1項5号の位置の指定は、その区域に即ち行なわれるべきもの → 〇
3. 公共の用に供する道に2m以上接する敷地
法43条 (敷地等と道路との関係) 1項 道路に2m以上接するものはなる。
… 2項 各号に該当する建築物には前項を適用する。
一 号 利用者が少数 規則10条の3 3項 200m以内の一帯に建設を促す
二 号 特定行政庁が許可 規則10条の3 4項 二 号 公共の用に供する道に2m以上接する → 〇
4. 壁面線を越えるものは特定行政庁の許可が必要
法47条 (壁面線による建築制限)
制限を受ける (建築物の壁もこれに代る種) → ×
受ける (高さ2mを越える門もこれに代る)
受ける (地盤面下の部分)
特定行政庁が許可した歩廊の支柱

令和2年No14 道路

1. 幅員6m 地下にあるものは道路ではない
法42条 (道路の定義) → 〇
2. 道路の地盤面下に設ける建築物は特定行政庁の許可が必要
法44条 (道路内の建築制限) 1項 道路内に建築してはならない。
次の各号に該当する建築物はこの限りではない。
一 号 地盤面下に設ける建築物 → ×
3. 高架の道路の路面下への飲食店建築 特定行政庁の許可が必要
法49条 1項
三 号 地区計画区域内の道路の路面下 → 特定行政庁が認めるもの
四 号 政令で定める建築物 → “ 許可したものを → 〇
令145条2項 高架道路の路面下
4. 幅員15m未満の道路は特定道路ではない
法52条 9項 → 〇
容積率の割増

令和1年 No14 道路

1. 地区計画区域内 道路の上空に設ける建築物

法44条1項

三号 地区計画区域内の道路の上空 → 特定行政庁が認める建築物 → ○
法43条1項二号

2. 幅員6mの農道に2m接取敷地 150m²-戸建 特定行政庁が認める

法43条

2項 一号

省令で定める道に2m以上接取 省令で定める規模 → 特定行政庁が認める → ○

規則10条の31項

一号 農道

規則10条の33項

200m²以内 一戸建

3. 都市再開発法の事業計画 2年以内に執行 幅員8m 特定行政庁が指定したものは道路

法42条 (道路の定義)

1項四号

→ ○

4. 袋路状道路 位置指定を受ける基準 幅員6m以上かつ延長35m以下

法42条1項 道路とは次の各号

五号 位置の指定を受けるに付 政令で定める基準に適合

令144条の4 次の各号

一号 幅員6m以上かつ延長35m以下

イ 延長35m以下 → X

ニ 幅員6m以上